

大北森林組合等補助金不適正受給事案の全体像について

- 大北森林組合等補助金不適正受給検証委員会での検証結果……………1
- 大北森林組合等に対する刑事裁判等の経過……………3
- 検証後に明らかとなった元専務の私的利益……………4
- 大北森林組合の補助金不適正受給の全体像……………5

大北森林組合の不適正受給に関する経過

- H19末に北安地事林務課が、未完了等の事業でも申請するよう依頼したことにより、不適正申請が開始
- 一方、組合は、地方事務所に対し、アクションプラン等の協力の前提として組合から補助残の補てんを主張
- 組合の主張に対し、地方事務所の担当者は要綱の解釈上認められない申請について、行き過ぎた助言
- 現地調査の不備等地方事務所の対応を見て、組合は、不適正申請を増大させ、組合の運転資金等として恒常化
- H26に地方事務所の担当者からの報告により、事案が発覚

不適正開始前
(～H18)

H16(県アクションプラン策定)

・当時、北安曇は、森林整備が進まない地域。地方事務所と組合の関係も疎遠。

H17

・組合は、H17赤字決算を契機に、搬出間伐等への対応のため、高規格作業道等の整備を推進。
・高規格作業道の整備等について、事業計画等がなく、補助金の自己負担分(補助残)が赤字として負担になっていた。

H18

・小谷村でクマ被害による森林整備の要望の高まりを受け、組合に代わり地方事務所が所有者のとりまとめを行ったが、業務量が膨大になっていた。

不適正開始時
(H19～H21)

H19(不適正受給開始)

・H19末に向けて本庁から北安地事へ予算消化の依頼があり、林務課長の指示の下、未完了等の事業でも申請するよう組合へ依頼したことにより不適正申請が開始

・アクションプラン等の協力の前提として組合から作業道の補助残について補てんの主張。

H20～21

・担当者が、補助要件に逸脱した申請を認めるような行き過ぎた助言を行ったこと、地方事務所において業務多忙等を理由に十分な調査が行われず、組合の不適正申請を助長。

不適正継続時
(H22～H23)

H22～23

・組合は、地方事務所の対応を見て、不適正申請を増大させた。

・組合は、運転資金等の必要から不適正受給を恒常化。

・地方事務所では、業務多忙や現地調査業務の慣例踏襲により、引き続き、不十分な調査により不適正申請を見逃した。

不適正発覚時
(H24～)

H24～25

・組合の不適正な申請に気づき注意するも、全ては発見されず、以降、組合からの不適正申請件数はピーク時に比べ減少したが、依然として継続。

H26

・地方事務所造林担当者の報告により事案が発覚。

発覚後の組合の対応

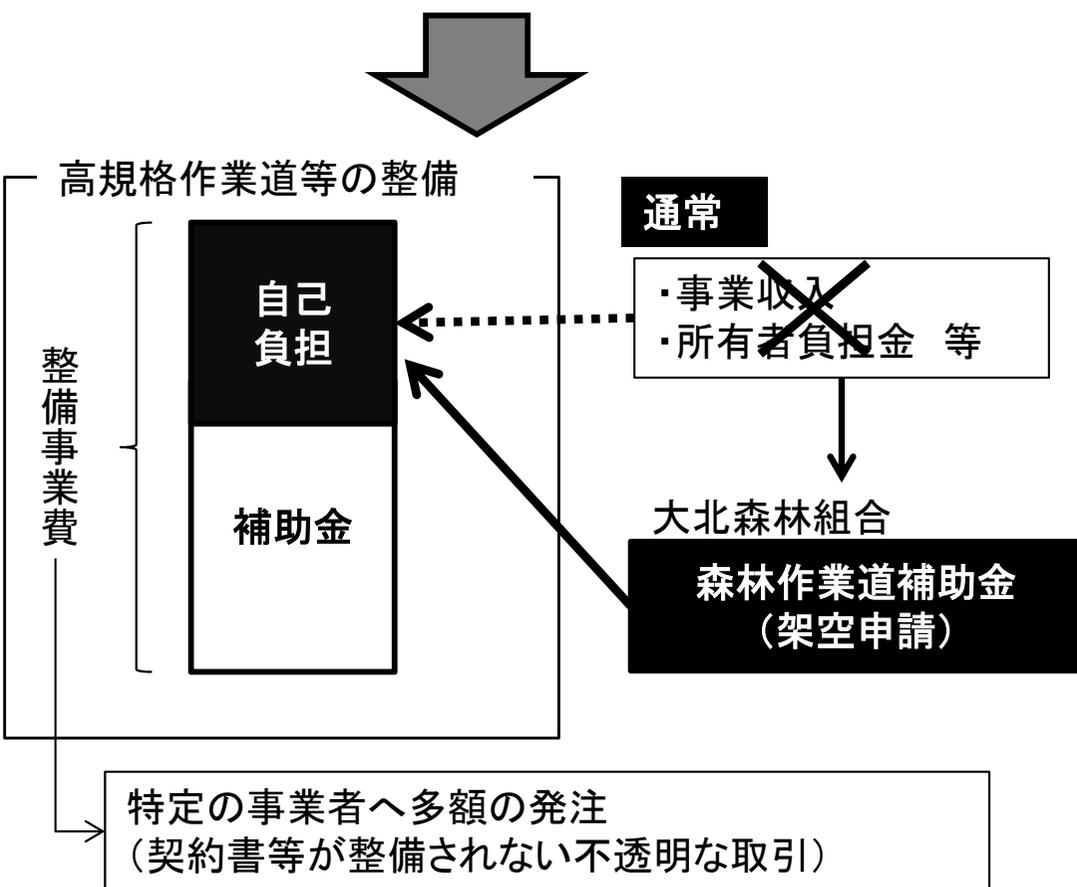
事案発覚後、県の聴取り調査に対し、当初、組合は意図的な不適正申請を否定。その後、謝罪とともに意図的なものと申告。さらにその後、県職員の間与を主張。

大北森林組合が不適正に受給していた補助金の使途

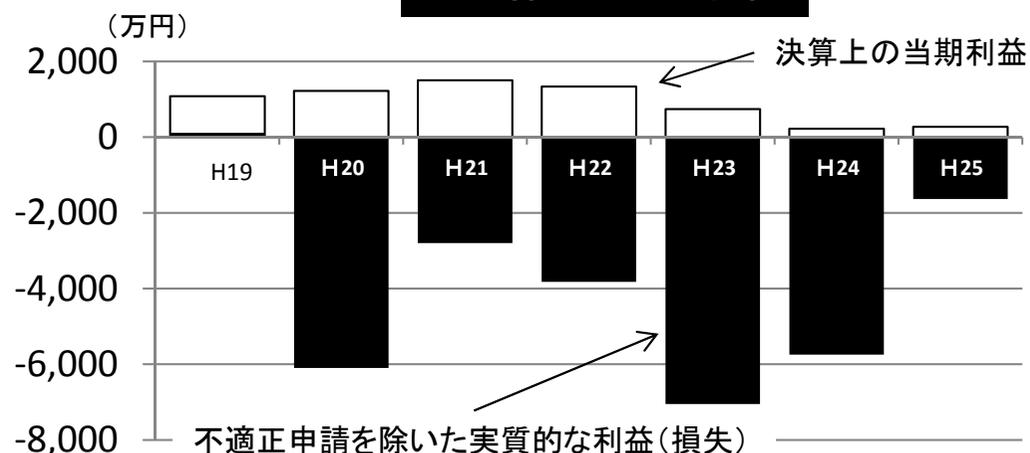
- 不適正受給した補助金の使途については、呈示された資料が極めて不十分であり、十分に検証できなかった。
- 一部判明したこととしては、作業道整備において、本来、事業収入等を充てるべき整備事業費の自己負担分(補助残)について、森林作業道の架空申請で得た補助金を充当し、特定の事業者へ多額の発注を行っていた。
- 組合経営は、見かけ上利益が発生しているが、不適正申請を除いた実質では、大幅に損失が生じている状況にも関わらず、役員報酬を増加させており、補助金が原資となっていたことが推察される。

高規格作業道の整備

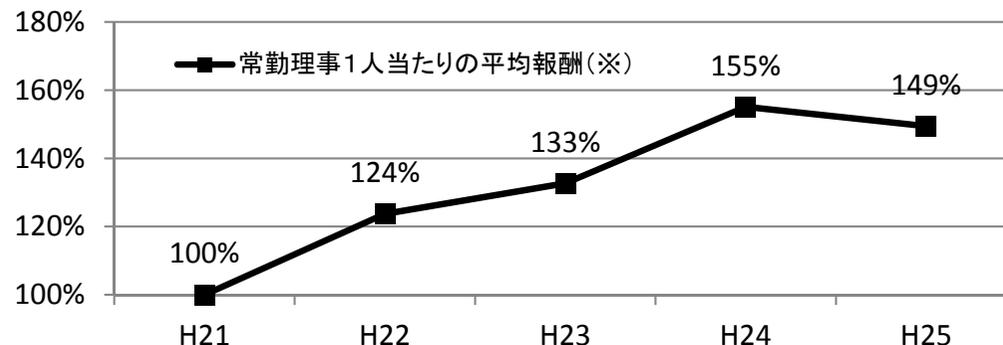
赤字決算を契機にした搬出間伐等への対応



大北森林組合の経営



組合経営は不適正な申請による補助金の収入がなければ実質的に赤字であったと考えられる。



※職員兼務理事の給与を含む

実質的な赤字経営の中、常勤理事1人当たりの平均報酬は増加。不適正に受給された補助金が原資になっていたものと推察される。

大北森林組合等に対する刑事裁判等の経過

- 検証報告を踏まえ、県は、平成27年8月14日に大北森林組合及び組合役員を刑事告発
- 警察等の捜査の結果、大北森林組合及び元専務が補助金適正化法違反の容疑で起訴され、平成29年3月28日に判決
- 元専務については、組合に対する詐欺(着服)で併せて判決

検証委員会の検証結果 (平成27年7月28日)

大北森林組合による補助金受給のうち、少なくとも全くの架空申請(※)に当たる補助金受給については、補助金適正化法違反第29条第1項に該当するとの評価を免れない。

※「全くの架空申請」
全く事業を実施するつもりがなかった架空の事業の申請

大北森林組合等の刑事告発(県) (平成27年8月14日)

大北森林組合の役員は、実際には森林作業道や間伐等の森林整備を実施した事実がないにもかかわらず、これを実施したと偽った虚偽の申請書を提出して、国庫補助金等の交付を受けた。

こうした行為は、補助金適正化法第29条第1項に定める「偽りその他不正の手段により補助金等又は間接補助金等を交付」させた」行為に該当するものであり、県として、同規定及び同法第32条の規定により大北森林組合及び組合役員を告発する。

(右へ続く)

大北森林組合等の起訴(長野地検) (平成27年12月～平成28年1月)

大北森林組合及び元専務は、平成22～25年度に補助金申請した17路線の森林作業道整備について、実施した事実はないのに、実施したかのように偽り、不正の手段により補助金の交付を受けた。

このことが、補助金適正化法に違反するものとして長野地検が起訴。

また、元専務は、組合に対する詐欺(着服)について、併せて長野地検から起訴。

なお、書類送検されていた県職員(1名が補助金適正化法違反及び有印公文書偽造・同行使、3名が有印公文書偽造・同行使)については、平成28年3月不起訴処分が決定。

公判の開催(平成28年2月～平成29年3月)

平成29年3月28日、補助金適正化法違反の罪に問われた大北森林組合と、同違反と詐欺の罪に問われた組合の元専務理事の判決公判が長野地裁で開かれ、組合に求刑通りの罰金100万円、元専務理事に懲役5年(求刑6年)の実刑判決あり、組合、元専務理事ともに控訴せず、判決が確定。

検証後に明らかとなった元専務の私的利益

- 平成27年7月28日の検証委員会での報告を受け、県は、8月14日に組合と元専務を刑事告発。
- 警察等の捜査が始まる中、8月29日に元専務は、下請け業者を通じた組合資金の着服を認め、警察に出頭。
- その後の警察等の捜査の結果、元専務は、不適正受給開始前のH19. 9から着服を開始。不適正受給により、高規格作業道整備を増大させ、多額の資金を還流させていたとが、明らかとなった。

元専務の着服にかかる経過

○H27.1～7

県や検証委員会の調査に対し、私的利益を否定



○H27.7.28

検証委員会報告とりまとめ



○H27.8.14

県による刑事告発(警察等による捜査)



○H27.8.29

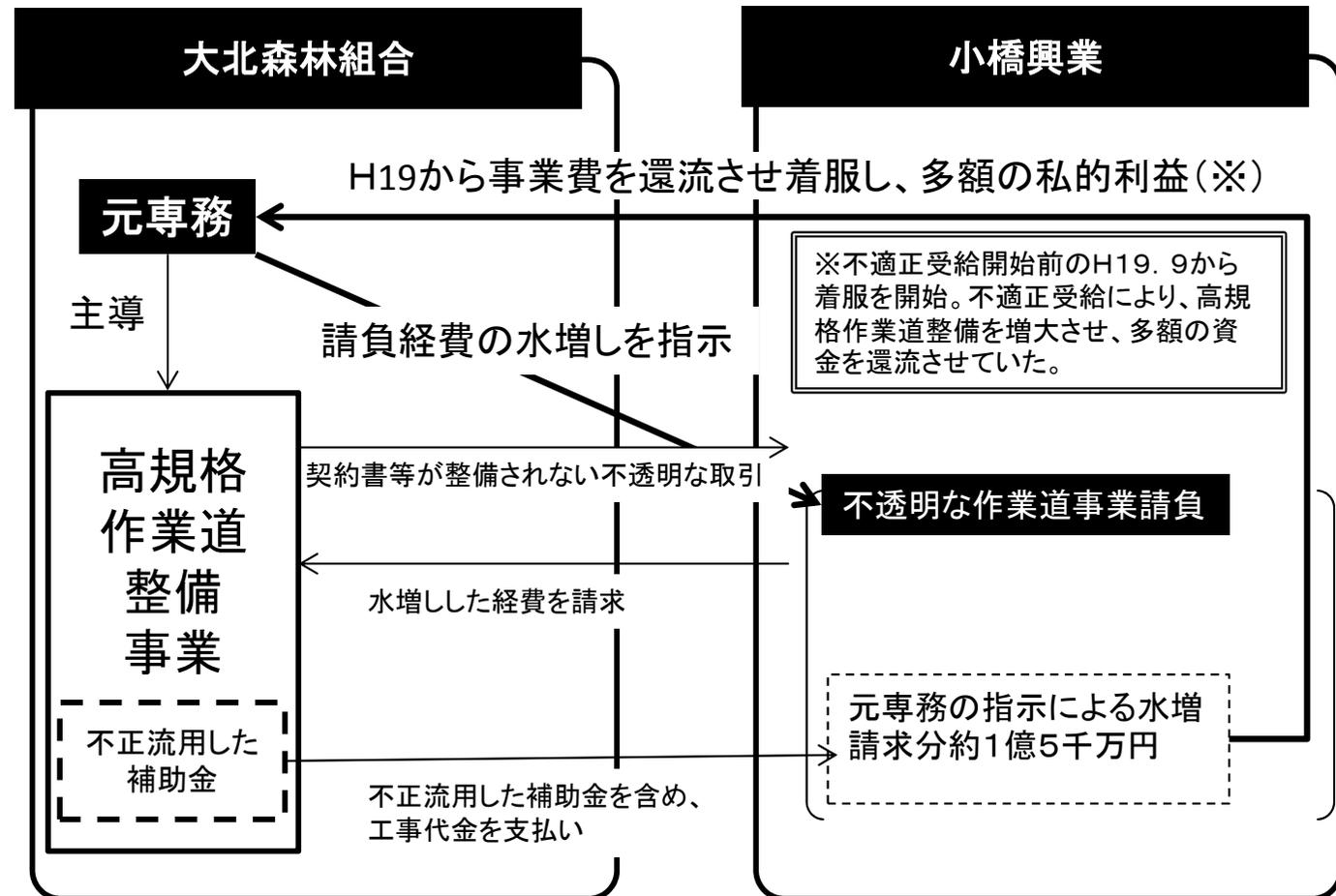
元専務が着服を認め、警察に出頭



○H28.1～H29.3

長野地検が、元専務を組合に対する詐欺で起訴、公判を経て判決が確定

元専務による着服の構図



大北森林組合の補助金不適正受給の全体像

- 大北森林組合の元専務は、不適正受給開始前の平成19年夏ごろから小橋興業を通じた着服を行っていた。
- 元専務は、森林整備を進めようとする北安曇地方事務所林務課に対し、作業道整備の自己負担等を理由に赤字補てんを要求していた。
- 元専務は、平成19年度末の北安曇地方事務所の予算消化を目的とした未完了事業の申請依頼や平成20年度の林務課担当者からの行き過ぎた助言を契機とし、平成20年夏頃から高規格作業道整備事業での着服を開始。本来組合が行うべき集約化業務の肩代わり等により多忙となった同課の現地調査の軽視等の対応を利用し、不適正申請を増大させ、元専務は多額の私的利益を得ていた。
- 本庁林務部は、こうした組合や林務課の実状把握を怠り、長期にわたる不適正申請を防げなかった。

